

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 2 4 日

学校法人 山 椿 学 園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 山 椿 学 園

監 事 開 敏 之

監 事 寺田 奈美子

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人山椿学園寄附行為の規程に基づき学校法人山椿学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）の理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会および評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人山椿学園の理事の業務執行の状況及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上